

豊中市（仮称）中央図書館の整備に係る調査等支援業務 公募型プロポーザル 募集要項

1. 実施目的

豊中市では、「豊中市（仮称）中央図書館基本構想（令和3年（2021年）2月策定）」及び「豊中市立図書館みらいプラン（令和5年（2023年）3月策定）」に基づき、（仮称）中央図書館を核とした図書館サービス網の構築をめざしている。令和7年（2025年）2月には「（仮称）中央図書館整備計画」を策定し、阪急電鉄宝塚線曽根駅前に建設予定の民間施設に、今後、（仮称）中央図書館の整備を進めていくこととしている。

また、曽根駅周辺地区において、都市再生整備計画の策定を進めており、（仮称）中央図書館を誘導施設に位置付け、都市構造再編集支援事業を実施することを予定している。

本業務は、都市構造再編集支援事業の実施に向け、（仮称）中央図書館の費用便益比（B/C）を整理するとともに、市民参画による（仮称）中央図書館の整備に向けた業務や、民間施設の事業者との協議・調整の支援を目的とする。

2. 募集対象業務

（1）業務の概要

- ①（仮称）中央図書館の費用便益調査
- ②市民コンセンサス形成等支援
- ③建設に向けた民間事業者との協議・調整等支援

※ 詳細は別添「豊中市（仮称）中央図書館の整備に係る調査等支援業務仕様書」のとおり

＜参考＞スケジュール予定

契約締結後のスケジュール（予定）	7月～9月	10月～12月	1月～3月
① 費用便益調査	●		
② 市民コンセンサス形成等			●
③ 整備に向けた 民間事業者との協議・調整			●

（2）委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

（3）予算額

委託料の上限は、14,080,000円（消費税等込）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （4）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程 ※いずれも令和7年（2025年） ※日程は変更することがある。

- (1) 募集要項等の公表 3月24日（月）※市ホームページに掲載
- (2) 募集要項及び仕様書への質問事項の締切 3月28日（金）17時15分必着
※本募集要項及び仕様書についての質問がある場合には、事務局に質問書（様式6）をメールにて提出すること。質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (3) 質問事項への回答 4月1日（火）
- (4) 参加表明提出期限 4月4日（金）17時15分必着
- (5) 企画提案書等提出期限 4月11日（金）17時15分必着
※提出は、電子メールで受付。持参や郵送は、応募（参加）を無効とする。
- (6) 第1次審査（書類審査） 4月16日（水）
※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション） 4月22日（火）午後（予定）
※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、第1次審査の可否とともに通知する。
- (8) 審査結果の通知 4月下旬発送予定
- (9) 委託契約の締結 4月下旬予定

5. 提案を求める事項

次のとおり企画提案を求める。提案にあたっては、仕様や豊中市の特性をふまえ、できる限り具体的に記載すること。

<項目①>（仮称）中央図書館の費用便益調査に係る調査方法や調査項目等について

<項目②> 市民コンセンサス形成支援の内容について

<項目③> その他、本業務に係る提案者独自の支援について

6. 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル 参加表明書	事務局へ電子メールで提出	様式 1

(2) 提出方法

参加希望者はプロポーザル参加表明書（様式 1）に必要事項を明記のうえ、下記期限内に事務局へ電子メールで提出すること。また、電子メール送付後、データの到達を事務局に確認すること。

(3) 参加表明書提出期限

令和 7 年（2025 年）4 月 4 日（金）17 時 15 分必着

※提出期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

7. 企画提案書類等の提出について

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	業務経歴書	- 図書館や他の公共施設の整備等、自治体の類似の業務を請け負った実績で完了したものについて記入すること。 - 業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までとする。	様式 2
2	実績として他市町村の類似計画等	複数ある場合は代表的なもの。複写可。	任意
3	業務実施体制調書	- 本業務の実施の取り組み体制及び特徴を記入すること。 - 役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 - 業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入し、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。	様式 3
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	- 専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 - 参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において類似の業務を中心に記入すること。 - 記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式 4
5	企画提案書	上記「5.提案を求める事項」の通り。企画提案は 1 団体 1 案。	任意
6	見積書	- 見積書の宛先は「豊中市教育長」とし、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 - 見積金額は消費税等込みで明記すること。 - 押印省略可（別添参照）	任意
7	団体の概要書（企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。	任意
8	入札参加停止措置等状況調書		様式 5

(2) 提出方法

上記書類に必要事項を明記のうえ、下記期限内に事務局へ電子メールで提出すること。また、電子メール送付後、データの到達を事務局に確認すること。

(3) 企画提案書類等提出期限

令和7年(2025年)4月11日(金)17時15分必着

※提出は、電子メールで受付。

※提出書類の不足、提出期限内未到達の場合、持参や郵送は、応募(参加)を無効とする。

※提出書類の追加は認めない。

※提出書類の分割提出は認めない。ただし、データ容量の関係により一括提出できない場合は事務局の指示に従うこと。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

下記12を参照。

8. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としなない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

第2次審査(プレゼンテーション)の日程等は以下の通り

① 日時:4月22日(火)午後(予定)

② 場所:豊中市役所第一庁舎(予定)

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

③ 発表時間:30分(各提案者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。)

④ 機材等:パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意すること。本市は、スクリーンと電源、およびプロジェクターのみ用意する。

⑤ プレゼンテーションを行う者:本業務に携わる担当者とする。

⑥ その他:当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行うものを含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(2) 審査項目及び配点

項目	評価のポイント	配点
業務実績等	業務実績	5点
	担当者の業務実績	5点
	計	10点
業務実施体制	業務実施体制	5点
	業務スケジュールについて十分理解している	5点
	計	10点
提案内容	仕様書の内容を実施・実現するにあたり、必要かつ十分な知識・手法を有している	10点
	企画提案書<項目①>について	20点
	企画提案書<項目②>について	20点

	企画提案書<項目③>について	10点
	プレゼンテーション（理解力及び対応力等）	10点
	計	70点
価 格	見積価格の妥当性	10点
この募集要項を公表した日から過去3年間の処分歴 ※停止または除外期間の終期もしくは契約解除日が1年以上前の場合、当該算定結果に0.5を乗ずる。	【入札参加停止措置等※】6か月未満・・・▲1.25点 6か月以上・・・▲2.5点 ※入札参加停止又は入札参加除外措置をさし、本市又は他行政省庁（国含む）のものとする。 【契約解除】▲2.5点 【不誠実行為等による文書警告】1件につき▲0.5点	
	合 計	100点

（３）審査結果の通知

結果は全ての提案者に対して、４月下旬に文書にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めたとき

10. 契約について

- （１）優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- （２）優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約を締結する。
- （３）本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

11. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の追加及び差替、再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、委託者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

12. 提出先

〒561-0884 豊中市岡町北 3-4-2 (岡町図書館 4 階)
(事務局) 豊中市教育委員会読書振興課
T E L 06-4865-3696、06-6843-4553 (岡町図書館)
F A X 06-6841-3493
E-mail **dokusho@city.toyonaka.osaka.jp**